（課題設定型産業技術開発費助成事業）

「超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト／基盤技術等を活用した機能性材料の開発」に係る公募要領

2019 年 5 月 13 日
2019 年 6 月 6 日更新

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部

「超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト／
基盤技術等を活用した機能性材料の開発」に係る公募について
（２０１９年６月６日更新）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「ＮＥＤＯ」という。）は、超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト／基盤技術等を活用した機能性材料の開発を課題設定型の助成事業として実施します。基本計画に示す助成事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

1.　件名

「超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト／基盤技術等を活用した機能性材料の開発」

２．事業概要

(1)　背景

近年の最先端製品では、機能性材料の先進的な機能がもたらす付加価値によって製品全体の差別化が図られている場合が多い。従って社会要請に合致した素材機能についての戦略的ターゲットを絞り込み、素材そのものの機能が最大限発現するプロダクトイノベーションを誘発することが、我が国素材産業の提案力の高度化、ひいては産業全体の競争力強化につながります。機能性材料には大幅な省エネ性能、複合化による多種類の機能の発現といった性能向上が期待されていますが、従来の機能性材料開発は、これまで蓄積してきた多くの材料の構造や物性、触媒を含む反応経路等の実験・評価データを踏まえ、“経験と勘”に基づく仮説を立てて、それを実験によって検証しながら、時間をかけて進められてきました。今後は、「経験と勘」による非効率な開発プロセスを刷新し、高度な計算科学、高速試作・革新プロセス技術及び先端ナノ計測評価技術を駆使して、革新的な材料開発基盤技術を構築することが極めて重要です。

※詳細は「基本計画」を参照してください。

(2)　目的

本プロジェクトは、次世代の材料開発の基盤技術開発として材料開発と計算科学の融合・連携によって革新的機能性材料の創成・開発を加速し、競争力の高い日本の素材産業の優位性を確保することを目的としています。具体的には主に有機系材料を対象とした従来に無い材料設計シミュレーションの開発や人工知能を活用した材料開発支援等を、革新的な試作プロセス開発や評価計測技術開発と共にナショナルプロジェクトとして推進しています。革新的な材料開発基盤の構築により従来の材料開発と比較して試作回数・開発期間 1/20 の短縮を目指します。

(3)　事業内容

本プロジェクトでは、開発したマルチスケールシミュレータやAI等の共通基盤技術が適切な管理の元、プロジェクト終了後も持続的にブラッシュアップ出来る運営体制を構築し、国内素材企業の材料開発支援を実施することを実用化と定義しています。そこで本プロジェクト第１期までに開発された計算機支援次世代ナノ構造設計基盤技術等を用いることにより、その利用を促進するとともに企業における製品開発を支援し、実用化を加速するための助成事業を実施します。

本助成事業では、機能性材料開発の試作回数・開発期間を 1/20 に短縮する材料開発手法の開発に向け、本プロジェクト第１期に開発された構造・組成等から機能を導き出せる新規のマルチスケール計算シミュレータ等を活用した、実際の機能性材料の開発を実施することにより、試作回数・開発期間短縮の実証を行います。

(4) 事業期間

プロジェクト全体の研究開発期間としての２０１６年度から２０２１年度のうち、本提案は２０１９

年度から２０２１年度までの３年間とします。

(5) 事業規模

２０１９年度の事業規模：合計１５０百万円

予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

(6) 事業スキーム図

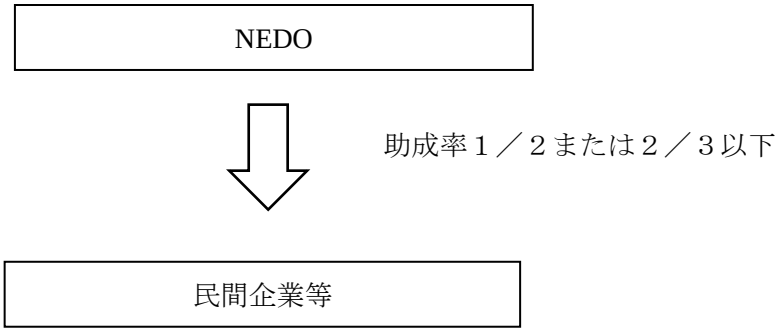

(7) 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

３．応募要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第５条等）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の民間企業等であることが必要です。

i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
iii. 助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。
iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定めるプロジェクト基本計画に記載する研究開発計画に係る技術開発課題を達成し実用化を図るために十分に有効な研究開発を行うものであること。
v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

i. 助成事業が、基本計画に定められている課題である従来の材料開発と比較して試作回数・開発期間 1/20 の短縮に資する実用化開発であること。さらに、別紙３に定められている、公開シミュレータのうち少なくとも何れか一つを使用して実際の機能性材料の開発を行うものであること。
ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと（提案書の添付資料２「企業化計画書」中に記載してください。）

iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。(提案書の添付資料１「助成事業実施計画書」の「1.(1)③事業による効果」中に記載してください。)
※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）

iv. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に御協力いただく場合があります。

v. 助成事業の事務処理については、ＮＥＤＯが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第６条に示すとおりです。

(4) 補助率及び助成金の額

企業規模に応じて、原則、以下の比率で助成する。

・大企業*：1/2 助成
・中堅・中小・ベンチャー企業　：2/3 助成
＊大企業とは下に定義する中堅企業及び中小・ベンチャー企業を除いた企業
＊中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの（注１）をいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第２条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※１	資本金基準 ※２	従業員基準 ※３
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

※1　業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。
※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。
※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

１．技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の３分の２以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
２．１．のほか、産業技術力強化法施行令第６条第三号に規定する事業協同組合等

（ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注２）が１，０００人未満又は売上高が１，０００億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

（エ）研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

・試験研究費等が売上高の３％以上又は研究者が２人以上かつ全従業員数の１０％以上であること。

・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。

・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

（注１）次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

・発行済株式の総数又は出資の総額の２分の１以上が同一の大企業（注３）の所有に属している企業

・発行済株式の総数又は出資の総額の３分の２以上が、複数の大企業（注３）の所有に属している企業

（注２）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（注３）大企業とは、（ア）から（エ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）

・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（参考）会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法３３７条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

助成金の額

２０１９年度の１件当たり年間の助成金の規模は２０百万円～５０百万円程度とします。

(5) 委託費・共同研究費

助成先が事業内容の一部を委託又は共同研究を行う場合には、あらかじめ交付申請書への記載が必要です。委託及び共同研究の助成対象費用額は原則として助成対象費用の総額の 50%未満です。

また、本助成事業では、助成事業者が国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関（以下「学術機関等」という。）と共同研究を実施する場合には、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第 6 条第 2 項に基づき、学術機関等への共同研究費を総額１５百万円を上限として定額助成します。学術機関等が助成事業者（提案者）となる場合や、助成事業者（提案者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんのでご注意ください。

４．提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書一式１０部（正１部、副１部、写し 8 部）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にてご提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限：２０１９年６月１４日（金）正午必着

公募期間：２０１９年５月１３日（月）から２０１９年６月１４日（金）

期限までに着かなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不

備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
材料・ナノテクノロジー部　担当者名　岡本、三宅、吉岡　宛
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310　ミューザ川崎セントラルタワー１９階
※郵送の場合は封筒に『超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト／基盤技術等を活用した機能性材料の開発」に係る提案書在中』と朱書きください。
※持参の場合はミューザ川崎 16 階の「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。
※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にＮＥＤＯ担当部に相談してください。

５．応募方法

(1) 提案書類の作成について

助成金を希望する事業者は、提案書（様式第１及び添付資料 1～4）１式 (正、副各１部及びその写し 8 部)及び受理票１部をＮＥＤＯ事務局（材料・ナノテクノロジー部［上記提出先］）まで提出してください。なお、提案書は日本語で、添付書類を含め全て A4 サイズとし、各部ごとに左上をクリップ等で止めてください（ステープラー留め、製本は行わないでください）。

※提案書及び記入上の注意事項は、ＮＥＤＯウェブサイト＜https://www.nedo.go.jp/＞の公募情報からダウンロードできます。

(2) 提案に関する注意

・提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
　会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織に関する説明書）２部
　（提出先の NEDO 部課と過去１年以内に契約がある場合は不要）
　直近の事業報告書及び直近３年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）２部
・チェックリストである提案時提出書類の確認（別添４）で提出書類を確認した上で、このチェックリストとともに、提案書類を提出してください。
・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は当該外国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し１部。
　（注）連携している又は連携しようとしている国外企業等がＮＥＤＯの指定する相手国の公的資金支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（ＣＤＴＩ）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、ＮＥＤＯが提供する提案書（英文様式）の写し、もしくは既に認証を取得しているのであれば提案書及び認定証（ラベル）の写し 1 部。詳細はＮＥＤＯウェブサイトにて御確認ください。
　ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム（JSIP）
　＜https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html＞

(3) 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

・応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
・提出された提案書を受理した際には提案書類受領票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ受領票（例 1）に会社名等ご記入の上、送付（持参）してください。
・提出された提案書等は返却しません。
・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト： http://www.e-rad.go.jp/

６．秘密の保持

・ＮＥＤＯは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。

・評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「添付資料 4」に明示ください。ＮＥＤＯはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。

・取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の別添１「主要研究者研究経歴書」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

・e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

７．助成先の選定について

(1) 審査の方法について

・外部有識者による採択審査委員会とＮＥＤＯ内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

・採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。

・契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、ＮＥＤＯが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

・必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。

・助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）

ii. 提案内容に新規性があり、技術的に優れているか、また企業化計画の実現性や波及効果は妥当か

iii. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、目標の妥当性等）

iv. 応募者は本助成事業を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、委託・共同研究実施先等を含めた実施体制の補完性、優秀な研究者等の参加等）

v. 第 1 期で確立されたシミュレーション手法を材料開発に適用し、その有用性（試作回数・試作期間 1/20）を実証できる計画となっているか

vi. 海外の研究機関、企業とのパラレル支援等の自国費用自国負担による国際連携

特にＮＥＤＯの指定する相手国の公的支援機関の支援を受けている、あるいは受けようと

している相手国研究機関、企業との連携

国外の研究機関等とのパラレル支援等※の自国費用自国負担による国際連携として提案された場合は、その国際連携の内容が、国内研究機関等のみの連携よりもメリットがあることが明確であるかを審査します（プロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等）。また、特に相手国研究機関等がＮＥＤＯの指定する相手国の公的支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）ものである場合には、その妥当性についても確認、審査いたします 。

※パラレル支援（コファンディング）制度：国際共同研究における各参加機関への費用支援は、それぞれの国の研究支援機関等が自国参加機関分について個別に判断して行うもの。ＮＥＤＯの指定している公的支援機関としてはスペインＣＤＴＩが該当。

b. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
   1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
   2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
   3. 助成事業の経済性が優れていること。

ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
   1. 関連分野における事業の実績を有していること。
   2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にＮＥＤＯが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。
   3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
   4. 経営基盤が確立していること。
   5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 採択先の通知及び公表

・採択された事業については、ＮＥＤＯから提案者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、２０１９年７月下旬を予定しています。

・採択された事業に関しては、提案者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要をＮＥＤＯのウェブサイトに公表します。また採択審査委員の所属、氏名について、採択決定後にＮＥＤＯのウェブサイトに公表します。

・必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) スケジュール

２０１９年

公募期間	：	５月１３日～６月１４日
公募説明会	：	５月２０日（川崎）、５月２１日（大阪）　９．説明会の開催　参照
審査期間	：	６月中旬～７月中旬
採択審査委員会	：	７月４日（予定：ヒアリング含む）
採択決定	：	７月下旬（予定）

８．留意事項

(1) 研究開発計画の変更について

研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあっては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。（交付規程第16条）

(5) 助成金交付

提案内容および採択条件を踏まえ、複数年度交付決定を予定しています。

(6) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添 1 を参照してください。

(7) ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したＮＥＤＯの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細につきましては別添2を参照してください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

(8) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力をいただく場合がございます。

(9) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。

本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】
2010 年 6 月 19 日総合科学技術会議
「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）
http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/

(10) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第 9 条第 1 項二十一号及び第 23 条第 2 項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にＮＥＤＯに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の 3 週間前に報告を行うものとする。
② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、ＮＥＤＯからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
③ 公開内容についてＮＥＤＯと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がＮＥＤＯ事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、ＮＥＤＯの了解を得てＮＥＤＯのシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】
「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】
「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(11) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。ＮＥＤＯ策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、ＮＥＤＯは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1.「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html
※2.「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください： ＮＥＤＯウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、ＮＥＤＯとの契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、ＮＥＤＯの事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からＮＥＤＯに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、ＮＥＤＯでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（13）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。ＮＥＤＯ策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、ＮＥＤＯは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： ＮＥＤＯウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a.　本事業において不正行為があると認められた場合

i.　当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii.　不正行為に関与した者に対し、ＮＥＤＯの事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）

iii.　不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、ＮＥＤＯの事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）

iv.　府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からＮＥＤＯに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

v.　ＮＥＤＯは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b.　過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c.　ＮＥＤＯにおける研究不正等の告発受付窓口

ＮＥＤＯにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　リスク管理統括部
〒212-8554　神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
電話番号：　044-520-5131
FAX 番号：　044-520-5133
電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp
ウェブサイト：　研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口
＜https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク＞

（電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

（14）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

a.　我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要と

なる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

（Q&A http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html ）

- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
- 一般財団法人安全保障貿易センター http://www.cistec.or.jp/
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
  http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

９．説明会の開催

当該助成事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等の説明会を次のとおり実施します。応募に当たっては公募説明会への出席は義務ではありませんが、提案を予定される方は可能な限りご出席ください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び FAX 番号、電子メールアドレス）を２０１９年５月１６日（木）１７時までに公募ページ申込みサイトよりお申し込みください。

［川崎会場］（参加登録期限：２０１９年５月１６日（木）　１７時まで）

日時：２０１９年５月２０日（月）　１３時３０分～１４時３０分

※尚、参加人数・会場の都合上、2 度に分けて（例：同日１５時３０~）開催し、NEDO から出席時間を指定させて頂く場合があります。

場所：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　２３０３会議室

〒212-8554　神奈川県川崎市幸区大宮町 1310　ミューザ川崎セントラルタワー２３階

※16 階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

［大阪会場］（参加登録期限：２０１９年５月１６日（木）　１７時まで）

日時：２０１９年５月２１日（火）１３時３０分～１４時３０分

場所：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　関西支部

〒530-0011　大阪市北区大深町 3-1　グランフロント大阪　ナレッジキャピタル　タワーC　9F

１０．問い合わせ先

事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、５月２２日から６月１３日の間に限り下記宛てに FAX にて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
材料・ナノテクノロジー部　岡本、三宅、吉岡
FAX：044-520-5223

１１．その他

メール配信サービス（https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html）に御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。